

第2部

パネルディスカッション

「臨時賃下げ

未払い賃金請求訴訟 の不当判決を越えて」



【コーディネーター】
全大教中央執行副委員長 **村井 淳志**

【パネラー】(写真右から順)

岡山大学	中富 公一		
東京法律事務所	小部 正治	全大教高専協議会議長	岩崎 寛希
京都大学	高山 佳奈子	全大教中央執行委員長	中嶋 哲彦
福岡教育大学	岡 俊房	全大教中央執行副委員長	森戸 文男

<フロアからの質問に答える>

【村井 (コーディネーター)】 金沢大学の村井と申します。どうぞよろしくお願ひします。

休み時間にフロアの皆さんから多数のご質問が寄せられました。たいへん多岐にわたっています。全部に答えていただいたらおそらくそれだけで3時間ぐらいかかってしまうので、大変申し訳ないのですけれども主に裁判の論点に集中して取り上げることにさせていただき、高等教育全般に関わるような問題は別の場に譲りたいと思います。

まず小部弁護士への質問です。

新潟大学の世取山さんと山形大学のAさんから、独立行政法人通則法63条3項の問題で質問が出されています。世取山さんからは、控訴審ではこの問題をどのような基準で取り上げるのか。それからAさんからは、通則法63条3項「社会情勢一般への適合」、これはむしろ人事院勧告準拠だと従来法人が主張していたので、今回人事院勧告によらない賃下げというのはむしろ63条違反ではないかという論点は成立しないのか、という質問が来ております。そのあたりから、小部さんにお答えいただければと思います。

【小部】私もこの条文をしっかり勉強したわけではありません。しかし、先ほど言ったように全医労の裁判の時に扱った特定独立行政法人との比較でいえば、特定独法のほうが国家公務員準拠に近い。それに対して非特定独法のほうは好きにしていっていいと。分かりやすく言うとそういう大意だと先ほどお話ししました。

京都大学の判決の64ページを見ていただくと、この通則法63条が国家公務員準拠を義務付けているように読み、しかもそれが法改正によってさらに具体化されたと書いてあるのです。さきの報告では説明しませんでしたけれども、改正された新しい通則法の50条の10を持って来たので読みます。要

するに改正後の通則法の規定ですら、国家公務員準拠にしろとか、人勸準拠をしろというようなことを規定しているものではないのだということです。

改正後の通則法 50 条の 10 の 2 項ですが、「中期目標管理法人は、その職員の給与等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする」ということは、国立大学法人の職員の賃金は大学によってあれこれ変わる。それを主務官庁が把握し、同時に社会に公表して批判を受ける。自由にやる代わり、社会からの批判を受ける。こういうふうになっている。そして 3 項で「前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない」ということで、「国家公務員の給与等」は考慮要素の一つなのです。それに従わなければいけないなどは何も言ってないのです。

この規定は、一定の幅の中で独法の自由にしていい。ただし、たとえば独法が大赤字なのに大幅賃上げをしたりしてはいけない。そういう意味で合理性を担保しなければいけないということを一般的に言っているだけであって、国家公務員並みにしなければいけないとか、そういう積極的な色は付いてない。自由にしていいよという中で、少なくともこれらは考慮しなさいと言っているに過ぎないのです。ですからこれが裁判規範としてどちらかに有利になったり、不利になったりということは、僕はあり得ないと思っています。

同時に、さっき世取山さんがああいうふうにおっしゃったけれども、私の感覚としては通則法 63 条 3 項と労働契約法 10 条とは特別法と一般法の関係には立たない。労働契約法 10 条の解釈の中で、使用者側の手が縛られている一つとしてこの規定があるに過ぎない。それ以上のものではないと、私は考えています。これはもう少し勉強していく必要があるかもしれません。とりあえずきょうの段階では、私からは以上です。

【村井】 裁判所に対して、通則法 63 条 3 項の解釈をどう考えているのか、という問いかけをこちら側からしていくということはないのですか。

【小部】 そのつもりはありません。必要ないです。この条文の解釈は、要するに京都大学の判決だから持ち出す必要があるのだと。だから国立高専機構の事件の判決には一切、そのことは出て来ない。相手も主張しないし、こちら何も問題にしていない。論点ではないことについていくら言っても、裁判所は判決に書きませんので。

さっき言ったように高度の必要性を認める要素が何もない京都大学だからこの屁理屈が要るのであって、そのために通則法 63 条を出だしとして重しにしているけれど、出だしから間違っているというのが私の主張です。以上です。

【村井】 ほかに小部先生に対する質問がありますので、ご紹介したいと思います。

京都大の B さんからは、弁論主義に反する裁判所の姿勢、要するに被告が言ってもいいことを裁判所が作文してしまうということに関して、何か対策はあり得ますかというご質問。それから電通大の C さんからも、司法が国に反対する判決を出すということが全然期待できないのだったら、今後どうしたらいいですか、というご質問が来ています。

お答えいただく前に、私からちょっと小部先生に伺いたいことがあります。先ほど小部先生は、これまでの不当判決について、子どもに言わせればインチキだとか、裁判官の空想を書いていると、さかんに批判しておられました。現在のひどい司法の現場をずっと見て来られた小部先生から見て、今回の三つの判決は、これだけひどい司法、反動化している司法の下では、こういう判決もあり得るかなと思われていたのか。今のひどい司法でもこれはないだろうと思われたのか。第一印象を含めて語っていただいて、その上で先程の

質問にお答えいただきたいと思います。

【小部】 裁判の勝ち負けの予測はいつも外れます。この間も専修大学を相手にした裁判で最高裁で負けましたけれども、負けるべき事件は負け、勝つべき事件は勝つかというと、そうでもないのです。ある配転事件で今年3月26日に勝たせて4月1日に職場復帰したという事件の判決は同じ東京高裁の裁判官ですし、そういう意味では裁判は勝ったり負けたりするものなんですね。

さっき言わなかったのですが、イラク派兵が憲法違反だという訴訟は名古屋高裁の裁判官が勝たせて、確定しています。川口創さんという人がやりました。だから必ず勝つとか、必ず負けるとか、今の司法は駄目だというふうには考えていません。たまたまいい裁判官に当たるかもしれないし、たまたま裁判官が定年になる前かもしれない。裁判官を辞めて弁護士になろうと思っているかもしれない。いろいろなことが重なってくるので、予断を持ったり諦めたりする必要は全くありません。

裁判官は両方見ながらやる。これは調停委員をやると分かります。私は調停委員をやっているのですが、そういう立場に立つと両方の違いが手に取るように分かります。でもわれわれは自分のほうしか見ていない。そういうことであまり事前の見込みだとか予測で動かない。ともかく一生懸命にやっているうちに勝つ事件がたくさんある。しかし、一生懸命やっても負ける事件もあるということです。

そういう意味で絶望もしていないし、かと言って楽観もしていない。基本的には国を相手にして勝った事件は少ないです。でも全部駄目かというところでもないで、それこそ、それぞれの弁護団と原告団が切磋琢磨して裁判所を説得し切れるかどうか。あるいは裁判官が思っていることを打ち砕く書面を作れるか。あるいはその証拠を持って来られるかということ在必死でやるのが大事である。それ以上のことは言えないということです。

【村井】 弁論主義のルールに反する裁判という点については、いかがですか。

【小部】 いや、こればかりはいくら民事訴訟法の教科書に弁論主義と書いてあっても、一方を勝たせようと思うと、理屈がなければ探してくるというのが裁判官の習性です。この事件はどちらを勝たせようかと考えて、その結論で行くように理論的に立てていくと、どうも足りない。そうなると自分で作ってしまう。こっちを勝たせたいがためにということで作ってしまうところがあって、そこが弁論主義に反するんです。これはいくら言っても聞かない。弁論主義違反だと、教科書に書いてあることを言っても聞かない。だからやられているということです。なかなかこれは是正ができない。嘆きが多いですけど。

【村井】 ありがとうございます。

ほかに、広島商船高専のDさん。世論の問題ですね。要するにわれわれがいかに正義に基づいて裁判を起こしても、民間の労働条件も厳しい中でなかなか一般の方々への支持は得られないのではないかという意見。それから電通大のCさんからも、メディアとか、世論喚起がもっと必要ではないかというような意見がありました。これについては裁判外の世論喚起ですとか、一般国民を味方に付けていく戦略という運動的なこともありますので、中嶋さんからお話しいただけますか。

【中嶋】 全大教でさまざまな文書の中で常に強調しているのですが、組合の、給与を含む労働条件の改善の闘いというのは、国民の利益と対立するものではないと思うんです。これは大学・高等教育機関を発展させていくという意味でも対立するものでもないし、また、国民の労働条件全体を引き上げていくという意味で国公労連の運動もありますし、その他の民間の組合運動もある。その中に全大教の運動もある。そういう、労働条件の改善を求め

る運動を全体として高めていくこと、それが国民全体の働く権利、あるいは生活水準を向上させていくことにつながるのだということを、常に私たちは積極的に言うべきだと思います。

さまざまなメディアを通して全大教も発信していく。全大教としてできることは発信していくし、それから組合員の皆さんそれぞれが、さまざまなチャンネルをお持ちの方も多いのではないかと思います。発言できるチャンスがある。そういうところをおおいに活用していただいて、大学とそこで働いているものの思いをしっかりと国民に伝えていくという取り組みを、組織としても、個人としてもしていくことが必要ではないかと思っています。

【村井】 ありがとうございます。

<不当判決の第一印象、控訴審の力点>

【村井】 ではこのあたりで、不当判決を受けた原告団の岩崎さん、高山さん、岡さんから、一つは、今回の不当判決を法廷で最初にお聞きになった瞬間のお気持ちを。先ほどは十分時間をかけて整理されて、判決をいろいろ批判されていたのですけれども、法廷で主文を聞いた瞬間にどのように感じられたかということをお願いします。それから控訴審に向けてこういうことを中心論点に訴えていきたいということ、簡単に。岩崎さんからお願いします。

【岩崎】 全国から傍聴に集まっていたら7回ぐらい口頭弁論をやったと思いますけれども、弁護団と話し合っ、この裁判はまず「甚大な被害」ということを固めていくことが大事だということで、弁護団の方々にも各高専の現場に来ていただき、原告の人たちと一緒に陳述書を作り上げ、それを法廷で証言したわけです。そういう場面で、こちらとしては裁判官が原告

のほうをかなり見ているという印象で、これはひょっとしたら行けるのではないかという感じを持っていました。

【村井】 行くというのは、勝つ、勝てるかもしれないと。

【岩崎】 だから、判決を聞いた瞬間はがっかりしました。なぜだろうと、頭が真っ白になったという感じです。

【村井】 控訴審に向けては。

【岩崎】 今はリチャージしたということなのですけれども、先ほど述べましたように、やはりもう一回チャンスをもたらるのであれば、私の希望としては、訴訟自体は7月の段階の給料を返してくださいという内容なのですが、実際には7月以降にいろいろな面で高専機構の対応に非常に不当なところが出てきた、あるいは分かってきたので、そちらもあわせて高裁の法廷で取り上げていきたいと思っています。

【村井】 ありがとうございます。では岡さん。

【岡】 第一審で、やるべきことは全てやったと思って判決に臨んでいました。われわれは内在的制約論に対する反論と財務論争の二本立てでやっております。通則法の63条と44条と両方の面から主張してきていました。判決を聞いた時の感想としては、やはりがっかりしたというのが正直なところ。何に対してがっかりしたかということ、それはやはり裁判所に対して、司法に対しての失望がその時すぐ来ました。しかし、先ほど国公の鎌田さんがおっしゃったように、権利というのは、先人も含めてわれわれがこれまでずっと闘って勝ち取ってきたものですので、簡単には手放すことはできない。闘い

続けなければいけないということで、控訴審にはねばり強く臨んでいきたいと思っています。

もともと裁判の原告になった一つの理由としては、学生にも闘うところを見せる。自分の権利は自分で守るんだという姿を見せたいという思いもありました。幸い、学生も傍聴に来てくれたりします。今の学生は生まれてからずっと不況の中で育ってきて、今はブラックバイトにさらされているという、そういう状況なのです。だから学生たちにも、働くということがどういうことなのかということと、大学というのはどういうものであるのかということを理解してほしい。そういう一つのきっかけにはなっているかと思います。学生も含めて大学コミュニティの活性化になるのではないかと思っています。今後、控訴審においては一番がいかに最高裁の判例法理から逸脱したのかということを示し、これが社会にどういう影響を及ぼすものかということを示していきたいと思っています。

【村井】 ありがとうございます。次に高山さん、お願いします。

【高山】 先ほど申し上げたとおり、立憲主義が崩壊しているという感想です。

控訴審では、今、弁護団が中心的に取り組んでいる問題が、先ほど A さんからご指摘がありました旧 63 条 3 項問題です。これは、法律はそういう内容になっていないということを言って、一審判決を批判していこうというのは中心的な取り組みの一つになっています。

それから一審判決の論理にそのまま乗ったとしても、やっぱりおかしいということをおっしゃっています。さっき少し申し上げたのですが、教授で 4.35% の引き下げ率は高すぎるし、0% の率だった人の範囲が狭すぎる。そこを何でこういうふうになっているのかということをお攻撃していけば、さらに相手方を追い詰めることができるのではないかと、今、作戦を練っています。

それから裁判外的な取り組みも必要だと思っていて、やっぱり世論を裁判所は相当気にしていますので、そこを喚起していくというのが大事です。実は国立大学の教職員はまだ誤解されている面が多く、私が前に自分の給料を自分のブログで発表したところ、1 週間で 1 万件のアクセスがありました(笑い)。ただで働かせるとかいうツイートを抜かしますと、ほとんどの反応は安すぎるということでした。それと、世の中には運営費交付金依存率が 100% だと思っている人が結構いるんです。そうではなくて、多少金額の違いはありますけれども、民間労働法制の下に置かれて必死で資金を獲得するために頑張っているのだということは、あまり知られていない。それで情報提供も含めた世論関係もあわせてやっていくことによって、裁判所にプレッシャーをかけていくということを作戦で考えています。

【村井】 ありがとうございます。

<日本の裁判とは、裁判官とは>

【村井】 ではこのあたりからいろいろ議論していきたいと思っています。まずパネラーの方で、他のパネラーに質問のある方がありましたらお受けしたいと思います。…無いようですので、それではフロアの方からご質問やご意見をお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

考えていただいている間に、もう一度小部先生に伺いたいのですけれども、地方裁判所と高等裁判所の違いを教えてください。先ほど岡さんのお話にもありましたけれども、今回のような判決が相次ぐと、国立大学法人の教職員というのは公務員でもなければ民間法でもない。どちらでもない、無権利状態に置かれるわけです。われわれとしては、地方裁判所は現実べったりでそういう判決が出るのは仕方がないのですけれども、上級審であるならば、

じゃあ国立大学法人、もしくは独立行政法人の教職員の権利はこういうふうな手続きで守られていくべきですという、ある意味ではきちっとした筋のある見通しを出してほしいと思うんですが、そういうことはあまり期待できないんですか。

【小部】一つだけ、私がやった事件を。国家公務員の共産党員がピラまきをしたのが国家公務員法違反だと。ただ、何の政治的影響もなかったということで一審の東京地裁は罰金10万円。罰金に執行猶予を2年付けて、2年間ピラ撒かなかつたら1円も要らないということで判決したので、おかしいということで控訴したところ、高等裁判所は、何の影響もなければやったっていいということで無罪になりました。これが最高裁で確定したのが堀越事件という事件です。この事件で言えば、一審よりも二審の方が勝たせてくれました。

それからもう一つ、大阪のO-157の事件。大阪の事件は大阪の弁護士でやっていただいたのですが、全国のカイワレ業者が冤罪だと。あれはカイワレではないということで国家賠償請求を起こしました。私が代理人をやったのですが、一審ではゼロでした。負けたのです。厚生労働省は何を発表してもいい、どう発表してもいいのだということでしたが、東京高裁の裁判長は発表したことによってその商品や業界に著しい不利益を課するようなやり方は駄目だということで、勝たせていただいた。最高裁で勝って、越後湯沢で大宴会をやった(笑)。

そういう意味では一審が駄目だからということではないのです。ただ、当たり外れがあります。高裁の裁判官というのはおおむね経験15年以上ぐらいの方々です。例えば東京高裁の判事はその次にどこへ行くのか。秋田地裁の所長です。それが終わるとまた戻って来て、今度は仙台地裁の所長ということで、所長になっていく空きポストが高裁の裁判長なのです。右左(陪席裁判官)もそれなりの経験をしている人で、そういうポストを待っている人。例えば大阪の民事部の部長になりたいのだけれども空かない。それで高裁判

事で待っているということで、その人が栄転して行くと、そこへ入って行くという形です。高裁の裁判官というのは、事件が少ないので意外と暇です。そして、判決を書きたくないのですぐ和解させたがる。だから勝つことがあるということは、いい人もいれば悪い人もいるということで、要するにあまり予断を持つてはいけないということです。

そういう意味では一審よりも裁判官に余裕がある。だから悪いものは徹底的に書き直してくれるし、手を抜けばそのまま出してしまう。両方できるということで、一番手抜きなのは特になしで、20行ぐらい付け加える。全部で7ページだけど書いたところは20行だけで、あとは名前とはんこだったというのはよくあるのです。そうかと思うと全部取り消して全部書き直す人もいます。それぞれその人の持っている事件の数とか、暇かどうかという部分もあるので、あまり予断を持たないでともかく一生懸命やるのが大事だというのは、先ほど言ったとおりです。以上です。

【村井】小部先生の話の聞いていると、裁判官によって当たり外れがすごくあるみたいですけど、そういうことでいいんでしょうか。

【小部】いや、だからいいんでしょう。裁判官みんなが同じことを書いたら、みんな多数派に従った判決になっちゃうんです。だからそこで、司法権の独立ということも言いながら、もう一方で裁判官の独立というのがやはりないとけない。

先ほどの堀越さんを見無罪にした裁判官は出世して、どこかの高裁の長官になりました。一方、同様な事件で宇治橋さんという人を有罪にした裁判官も出世して、やはりどこかの高裁の長官になっているので、どちらもエリートなんです。エリートだけど余裕があつて無罪にできる人間と、ヒラメ裁判官で、猿払事件の最高裁判決をなで回しているような人と両方出てくるという意味では、いろいろあつていい。だからいい裁判も出るし、ひどい裁判も出

る。だから期待もしなければ、悲観もしない。そのくらいの姿勢でないと裁判はやれないのではないか。

そういう意味では、私はそれでいいのではないかと。いいというのは決して不当な裁判を許しているわけではないのですけれども、長くやっていると、裁判ってそんなものかなという感じがしています。ともかく一生懸命にやることが大事です。それしかない。

【村井】 ありがとうございます。

<われわれの労働基本権はどのような形で守られるのか>

【村井】 フロアの方々からご質問、ご意見をお受けしたいと思いますけど、いかがでしょうか。ではどうぞ。ご所属とお名前をお願いします。

【E】 電気通信大学の原告の団長を務めている E です。

われわれの位置している労働者としての権利の問題、いわゆる労働者性のお話ですが、その話がいつもどこかに立ち消えになってしまっているような印象を受けています。中途半端な状況にあって、ということはイコール無権利の状態にあるというのは、これから先いろいろな問題が起こってくる中で、われわれがどういうものに守られているのか、どういう法律に準拠して動いているのかということが曖昧なまま動いて行くというのは非常によくないことです。

いずれにしてもその問題はどこかではっきりさせる必要があると思うのですけれども、そのあたりの見通し、どこで、誰が、どのようにやるべきなのか。あるいはやるのが予想されるのか。そういったことについて何か、ご意見があればと思います。

【村井】 要するに、先ほど私からも少し申し上げましたけれども、国立大学法人の権利や労働基本権は、最終的にどういうところで守られるという形に、答えが出されるのか。たとえば最高裁まで行った場合には、最高裁が答を出すのか、という問題ですね。

【高山】 おそらくこの裁判闘争の中で、行政訴訟を並行して提起しておられる新潟大では、そこはどうなんだという問題に直接なっていると思いますし、また京都大学でも、そこが非常に中心的な問題になっていると思いますので、そこで無権利状態というものは許されないということが強く主張できるかなと思っております。

これに対して、表面的には完全に民間労働法制の下に置かれているかのような感じで判決が出されている高専とか福教大、あるいはほとんどの全国の大学での訴訟は今、そういう感じで争われているかと思うのですが、そちらのほうで表面だけ民間と一緒に言っているけれども、実は1枚めくってみると中は全然権利はなかったという、隠蔽工作みたいな巧妙な判決が出てしまうと、そこはかなり問題が大きいのではないかと考えています。

【村井】 その点、岡さんや岩崎さんはどうでしょうか。要するに表面的には労働契約法の論理はきちんと守っていますよ、だけど今回の場合は……というふうな形で判断して来られた場合には、なかなか厳しいのではないかとのご指摘ですけれども。

【岡】 やはり裁判所も、正面から労働契約法とは別の枠組みで評価するとは言えないと思いますので、いま高山さんが言われたような形で来ると思います。ただ、福教大の判決は労働契約法適用と言いながら、不利益の程度と経営上の必要性の比較衡量がなされていないような判断の仕方なので、控訴審ではそこを突いていくしかないと思っています。

先ほどのご質問の趣旨がちょっとよく分からなかったのですが……。

【村井】 要するに無権利状態のままでいいとはさすがに言わないと思うので、こういう仕組みで国立大学法人の教職員の労働基本権は守られていくべきだというのは、一体、どこでどんな決まり方をするのかということだと思うのですけれども。

【E】 裁判長が、最高裁の判事がこうですと言って、それで決まってしまうのか。そうではなくて、何か別の形で法律の専門の先生方が一つの形の回答を出してきて、それが裁判に波及していくのか。どんな形で決まっていくのかと思ったのです。

【岡】 法律の専門的なことはちょっと分からないのですが、このままだと労働基本権が実質的に制約されて、しかもそれに対する代償措置も救済措置もないということなので、まさに無権利状態だと思う。それは控訴審ではそこを主張したいと思いますが、その後、どうなのか。やはり最高裁まで行くのかということでは、もし行くなら行くということでは、われわれは考えていません。

【E】 例えば在野の学者の先生方が何か言って、それが影響力があるとしたら——例えば全大教の方で運動としてそういうことに取り組むことができ、われわれもそれに沿ってこういう方向で労働者性を主張するべきだという形でやっていくことに影響力があるとすれば——それをやっていった方がいいのではないかと思う気持ちもあるのですが。

【村井】 全大教の中央執行委員会でもいろいろな法律学者の方に接触して、判決の内容を検討して、たとえば判例評釈のような形で意見を表明していただ

けないかということは、かなりいろいろな方にやっているのです。なかなか一筋縄ではいかないですが（笑い）。

【岡】 福教大はもう、学者の意見書を出すということで、岡山大学の労働法の藤内先生に意見書を書いていただくということにしております。

6月15日に控訴審の第1回口頭弁論があったんですけど、場合によってはそこで結審という可能性もありました。そのため、事前に弁護団の先生から裁判長に、意見書を出す予定があるということを伝えました。ただ、当日それが認められるかは分からないという状況で、被告側は当然、そんなものは要らないと思ったでしょうけど、裁判長は認めてくれて、意見書を出した上で審理が続くということになっています。

意見書はこれから出される訳ですが、今、ご質問のあったような本来国立大学法人の労働者はどういう形で権利が保障されるのかというところまで踏み込むものになるのかどうかというと、今のところは、福教大の裁判の一審判決については不当であるというものととどまるのかなという見込みです。

【村井】 ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

【世取山】 Eさんの質問は、われわれの労働条件というのは、現行法上、誰が何を考慮して、どういう手続きで決めるべきなのかという問題に対して、どういう決着のつけ方があるのかという質問だと理解しました。新潟大学の名前が出てきたので、発言したほうがいいと思って手を上げました。

われわれ原告団と弁護団の話し合いの中で言ってきているのは、完全に民間労働者と同じという議論を立てるのは実は難しいのではないかという、ある意味「日和った」意見が弁護団から出されました。うちの弁護団は新潟県内では相当戦闘性が高いところで有名で、そこからその話が出てきたので、正直ガンとのけぞってしまいました。

ただ、彼らとしてはやっぱり落ち着きどころがどこかにあるはずで、全く民間労働者と同じだと言い切るのは難しいだろう。法制上難しいし、公金をもらっていることを考えても難しいはずだと。その適切な着地点をこちら側で論証しなければならないのではないかという問題提起をこちらに投げかけられまして、原告団のほうで半年ぐらいかけてそれを吸収しています。今はむしろその土俵の上に立ってやろうという気になっています。あえて不利なように見える土俵でも勝つというのが、その心なんです。

小部先生が先ほど、63条3項についてあくまでも労働法的に読むと。要考慮事項を書いてあるけれども、あんなものは書いてあるだけで何の意味もないということで、労働法の弁護士というのはそういうふうに見るんだと思って、ものすごくおもしろいと思いました。それに対して僕が先ほど報告した時は、実は要考慮事項はだいたい探すと10個ぐらいあり得るので、10個ぐらい挙げる全てをきちんと確定して、その間の上下関係とか重み付けの違いをきちんと出す。それを意見書として出して、その上で弁護士が勝つようなところに飛び道具を送ってやる。つまり研究者の筋の通った議論と、弁護士の持っている訴訟の勝負勘を合わせ技で何とか着地点を見つけようというのが、先ほど報告した時に考えていたことのイメージです。

それでいいのかどうかというのは、労働法と行政法が交錯するといろいろな見方があるんだなと思って、ものすごく勉強になりました。ただ、僕のこれまでの訴訟に関わってきた勘でいくと、やはりある程度の（通則法63条3項の）考慮事項論というのをやらないと突破できないのではないかというのが、正直に思っているところです。

ただ、これをやると労働法一本に絞った主張の足を引っ張るおそれは免れないので、本格的な議論をする場所がほしい。つまり拘束はしないのだけど、みんなでアイデアを交換する場所が、この裁判の弁護団と原告団の間でほしいというのが私の正直な感想です。そういう動きをつくっていったらみんなで着地点を見つける。それを裁判所がどう受け取るかどうかは時の運ですから

それはそれでしょうがないとしても、われわれとしてはこういう議論でいくという合意の水準を、この訴訟を通じてつくればいいと個人的には思っています。

でもそれは全大教全体としてどう考えるかで、それは私の存じ上げないことになります。以上です。

【小部】今の点についていいですか。8月8日に弁護団会議をやります。そのときには、京都大の弁護団から控訴理由書そのものか骨子が出てきて、通則法63条3項の問題についてはこういうふうにしたというのが出てきますので、皆さん方、夏休みでいろいろ忙しい時期かもしれませんが、ぜひおいでください。

そこで叩いた上で、必要があれば全国的な原告団・弁護団会議を提起したいと思います。新潟大の弁護団の先生も来るとお思いますので、そこで議論させていただいて必要があれば今のようなことについて、弁護団を代表して私のほうから全大教に提起したいと思います。

【村井】ありがとうございます。通則法63条3項の考慮事項を細かく列挙して、一つ一つぶつけていくというやり方のほうがいいのか、そこは藪蛇になってしまうのか――

【高山】今、その点検途中なので情報を提供させていただきます。立法趣旨は先ほど発表の時にご紹介がありましたとおり、国家公務員より下がらないようにしなさいという趣旨であると。ただおそらく評価の解釈としては高すぎても低すぎてもいけないということだと思うのです。だから全く民間と100%同じにできて、例えば京大だったらお金がたくさんあるからどれだけ高くしてもいいというふうになるかということ、そこはやっぱり社会一般の水準、社会情勢を考慮しなければならないということになる。

しかし、どの程度考慮するのかというのを考えた時に、京大は3割しか運営費交付金の率は占めていませんので、せいぜい考慮しても3割分考慮しましょう、残りから捻出できるのだったら賃下げ分はそれでカバーすればよかったです。それはおそらく他の大学でも同じだと思う。捻出できて賃下げを回避できるのであれば、それで労働契約法上の要件を満たさないということになって終わるのではないかと私自身は理解しています。

まだ控訴理由書の内容がどういうふうになるか未確定なのですが、検討中の内容としてはそういう議論が出ています。

【村井】 ありがとうございます。

【岡】 私からも。通則法63条、社会一般の情勢への適合ということですけど、公務員の場合は社会一般情勢の適応ということで、それをそのまま準ずる形で独法にも当てはめているわけです。これは本来は民間準拠ということだと思います。

福教大は第一審の書面を出す中で、ラスパイレス指数だとか私立大学の状況といったことを主張しましたが、判決ではそれは一切無視ということで、相当性の考慮のところも、変更後の就業規則が職位ごとに分けられているからいいじゃないかという点だけでした。

内在的制約論ということで、通則法の規定が労働契約法で認められた権利に制約をかけるというようなことを被告側が主張していますので、われわれは準備書面の中で、いや、そうではなくてどちらも守らなければいけない。むしろ見方を変えれば、労働契約法のほうが強い制約をかけているのだということを主張しています。

【村井】 ありがとうございます。

<日本の立憲主義と人権保障の危機として広くアピールを>

【村井】 フロアの方から、今の論点に関連してでも結構ですし、また別の論点でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

【C】 電通大の原告団のCです。先ほどの財源がある、ないという点ですが、基本的に財源があったとしても、中期目標というのが非常に大きく取り上げられていると、その達成のためということでお金はいくらでも使えるわけです。新しい研究を始めようとする、研究施設をつくる、それが中期目標に合うのだと言って、財源があってもそれを給与削減にはあてることができないという主張も、合法的になってしまうようにも思えます。そういう持っていき方を大学がした時には、たとえ財源があろうが、関係ない。最終的には国の要請であるということにきてしまうということで、国の要請だから合理性があるということは基本的に、最終的に司法の独立という三権分立が成り立たないということになってしまう。今の憲法問題、安保法制もそうですけれども、もう止めるものはない。要するに政府の暴走を止めることができないというようなことになると思います。

それに今回の裁判の難しさというのは、うちの場合は原告が6人ですが、もし勝ったとしたら全教職員が未払いの給与を請求できる。それを聞いて、ほかの大学の教職員にも全て波及してくるという、非常に大きなインパクトを持っている裁判だと思うんです。そういう影響の大きさも考えると非常に難しく、単に財源があるということではなくて、やはり国の要請ということをどういうふうに捉えるかということに、裁判の最終的なところが行くと思うのです。それはどう思いますか。

【村井】 まさにそうだと思います。それを何とかこじ開けようということですね。

【C】 それで、なかなかできていないのが世論の喚起です。新聞にどれだけこの裁判が取り上げられているかということ、京大の裁判の判決ですら東京では新聞にも出ないし、ほとんどそういうニュースは出ません。そういう中でどうやって世論に訴えていくのかというのが非常に重要です。安保法制の場合には、今国会前でデモをやったりしていますけれども、この裁判は今、デモをやっているわけでもないし、このまま行ったらたぶん新聞にも取り上げられずになくなっていくような気がする。世論は動かないのではないかと思うのです。世論をもっと大きく動かす。たとえば海外から叩かれるというのが一番いいと思うのです。日本には三権分立が存在しないのだと海外に強くアピールして、海外のメディアが取り上げてくれるというのが一番いいような気がするのですが。

【村井】 実はきょうのシンポジウムもマスメディアもちゃんと呼んでいるのですけれども、なかなか来てくれない。その辺がちょっとわれわれも。

【C】 それはテレビ朝日のニュース番組でもコメンテーターが下ろされたように、常に政府は国のメディアをコンロールしているから怖がっているわけですね。

【村井】 後でまたちょっと森戸さんにもその辺を答えてもらいます。Fさん。

【F】 高エネ研のFです。原告団の一人です。高エネ研でももうすぐ判決が出ます。7月17日になりますが、よろしくお祈りします。また、今までのご支援、ありがとうございました。

いくつか聞きたいことがあります。一つは、京都大学で運営費交付金が法人収入の3割とのことですが、うちのほうは、運営費交付金は83%ということで、それを理由にして国の要請に従わないといけないと被告が主張してい

ます。われわれはそうではなくて、運営費交付金というのは必要な経費額をまず決めて、そこから自己収入を引いて残りの部分がある。自己収入の多寡というのは関係ないという主張をしているのです。自己収入が多くて、運営費交付金が少ないから自由度が高いのだというのは、そこばかりが強く捉えられてしまうと、われわれとしてはちょっと違うというふうに思っています。これが一つです。

先ほどから何回か意見が出ているのは、裁判以外のところで世論の支持を得ないといけないということは、確かにそのとおりです。ただ、今の世の中は別にマスコミに取り上げられたからどうのこうのと、あまりマスコミに期待しても仕方がないと思うのです。現にマスコミの影響も少なくなっていると思います。

それよりも個人のいろいろな発信が非常に大きく影響するという世の中だと思います。だから先ほど高山先生が給与を公表したら、こんなに少ないのかということでアクセスがたくさんあったというように、発信力のある人がそういう形で事実を伝えていって世論に訴えるということも必要だと思います。中嶋委員長の話も、発信力のある人はどんどんやってくださいということなのですが、それとは別に、マスコミ以外にそういう形でSNSのようなものを使って組織的に何らかの宣伝をするということも考えたほうがいいのではないかと考えています。

福岡教育大学でフェイスブックページが立ち上がっていて——私も先ほど「いいね！」を押したのですが——外から取材したという形で大学内のことを非常に詳しく書いてあります。そういう形で、使えるものは全部使ってやっていくというのが必要なのではないかと思います。

【村井】 最初の論点は、もちろん京大は京大、高エネ研は高エネ研で攻めるべきポイントが違うのは当然だと思います。ぜひ高エネ研の論理で攻めて行っていただきたいと思います。SNSの活用については、パネラーの皆さんから

何かご発言はいかがですか。

【岡】おっしゃられているフェイスブック上のページは福岡教育大学の教職員とは全く関係がない、地元の宗像市の一般市民の方が立ち上げているということで、組合も一切関係はしていません。ただ、学生もそれはよく見えています。裁判にも学生は来てくれますので、そういうことを知るきっかけにはなっているかと思います。

一般マスコミは、もはやあてにならないなという実感はあります。若者が何千人規模で安保法案反対のデモをしていますけど、名古屋でやり、渋谷でやり、きょうは京都でやっているのでしょうか。マスコミは、テレビ朝日は少しやりましたけど、あまりない。

国立大学の給与減額の裁判は今後何年かかかるとは思いますけど、これをもっと大きな労働法制解約への抵抗の中に位置付けてねばり強く闘い続けることが大事ではないか。ベトナム戦争の時でも私の恩師は反戦運動の先頭に立ちましたけど、最初は本当に小さな10人も集まらないような集会をまわって話をして石を投げられてというようなところから始めて、結局、ああいう形に成果を出しました。ですからわれわれもSNS等の手段は利用したいと思いますけど、まず闘い続けることだと思っています。



【村井】ありがとうございます。もうお一人ぐらいご発言を。

【G】高エネ研のGです。一般的な話なのですが、先ほど高山さんから立憲主義が壊れたという話があったと思います。特にバックに国がいる場合に勝ちにくいという話があって、そうすると司法が行政に従属しているということで、三権分立が壊れているということになるのではないかと思います。これは日本に特有の現象なののでしょうか。それとも世界的にもある現象なののでしょうか。もし日本的な何か特殊事情があるのであれば、長期的にはそういうことと闘っていかないといけないということもあると思います。そうなっているメカニズムということで、何かご意見があればお聞きしたいです。

【高山】全世界の事情は存じておりませんが、日本がやはりおかしいと、国際的には評価を受けていると思います。ILOの世界的な水準については、先ほど、小部先生の基調報告にあったとおりですし、ヨーロッパなんかは欧州人権条約とか国際的な枠組みがあります。そもそも法人化が憲法違反であるし、公務員賃下げも、もちろん国立大学の賃下げも違憲という判断は当然出ると、ヨーロッパの私の研究仲間たちは言っております。やはり日本全体の今の政権が抱えている問題とも結び付くと思うのです。そういうことだと思うので、私もまだちょっとできていませんが、海外への情報発信による外圧を呼び込むということも、一つの重要な戦略ではないかと思っております。

【村井】ありがとうございました。実は中富さんにはたくさん質問が来ていて、本当はお答えいただきたかったのですが、かなり大きな問題ばかりだったので、ご紹介できませんでした。

【中富】今、立憲主義の話が出ましたので、憲法学者として一言。

【村井】そのお話とあわせて、正直、組合員の中に3連敗で意気消沈という

ような雰囲気もあると思うので——先ほど小部先生からも、勝っても負けても裁判は意義があるのだとおっしゃっていただきましたけれども、改めて中富さんから今回の裁判の意義を大学人としてこういうふうを受け止めているといったお話を、まとめとしてお願いします。

【中富】 日本的な現象かどうかということと、国民にどう訴えるのかという問題があったと思います。

一般的に言うと、国民からすると公務員は恵まれているというような話がある。そういう中でわれわれが賃上げをすると皆さんに恩恵が及びますよという議論がなかなか理解されにくい状況がある気がしています。また、東日本大震災への復興に寄与しなくていいのかということのも国民感情にはあると思うのですけれども、法人としては震災復興のために運営費交付金は減らされているわけですから、そこで寄与は十分にしているのだと思うんです。それにもかかわらず、そしてお金があるにもかかわらず、特に京都大なんかはそうですけれども、運営費交付金の減額を口実に労働者からお金を吸い上げて、何に使っているか分からない。国は法人から吸い上げたお金で震災復興と関係のない土木工事をしているとか、そうした構造を明らかにしていくと、おかしいと思うのではないかと。これが一点。

給与が恵まれているかいないかという問題ではなくて、重要なのは権利が権利として認められる社会が必要だということ。一人一人が持っている権利がきちんと権力者の恣意によらずに守られなければいけないのだという、そのところの意識が日本では弱いのではないかと。だから共感を呼ばないのではないかと思うのです。権利というのは、権力者であれ誰であれ、安易に侵してはいけないものだという、そのところをきちんと持たなければいけない。

権利を法に基づかずに、安倍さんなら安倍さんの恣意で押しつぶしていく——立憲主義そのものが、今は憲法9条もそうですけれども、23条も28条

もという形で、本来法律で守られていることが政府の意向だけで押し進められていて、みんなが何か長いものに巻かれろみたいな雰囲気が今、起こってきている。そこが私は一番心配なのです。だからそこら辺でやっぱりきちんと一つ一つ権利を確立していくことが、そうした立憲主義を壊すような運動を、動きをチェックできる。そしてそういう共感を広めていくことが重要になるのではないかと、憲法学者としては思います。

もう一つ、何かまとめをとということですが、言いたかったのは訴訟をやることによって、やはり学長を中心とする大学の経営者にきちんと経営能力がないということが明らかになってきているのではないかと。国立大学法人になった時も、労働法制を扱うのは嫌だというのがもともとの発想だったわけです。だから国の言う通りにしていればいいという話だったのですが、やっぱりそういう意味である程度大学が自由を与えられて、ある程度経営をするようになるのだったら、その経営能力がまさに問われるべきです。そのことが裁判の中でだんだんと無能さが明らかになって来れば、今後やっぱり経営者はそれでは済まないということを、組合としても訴えていけるのではないかと。次の手掛かりができつつあるのではないかとというのが、私の持論です。

【村井】 ありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたように、大学の理事会も心胆を寒からしめたというか、いいかげんなことではできないのだなということ認識させているという点では、本当に訴訟単組の皆さんを中心に大きな成果を上げつつあると思います。

時間になりましたのでこれで終了したいと思いますけれども、今日のシンポジウムの参加者についてご紹介して、終わりにします。訴訟単組、高専協議会から32人、訴訟単組以外からは6単組7人の参加、講師等が3人、闘争本部委員が4人、中央執行委員が11人、書記3人、他団体等から14人のご参加を頂いて、合計74人の方の参加でシンポジウムを行いました。大変有意義な議論ができたと思います。ありがとうございます。